

議案第92号

三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年11月11日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（三朝町職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（期末手当） 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては <u>100 分の 122.5</u>、12月に支給する場合においては <u>100 分の 137.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3～6 略 （勤勉手当） 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任	（期末手当） 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては <u>100 分の 125</u>、12月に支給する場合においては <u>100 分の 150</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3～6 略 （勤勉手当） 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任

命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100 分の 67.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 32.5</u> を乗じて得た額の総額 3～5 略	命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100 分の 70</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 35、12 月に支給する場合においては 100 分の 40</u> を乗じて得た額の総額 3～5 略
--	---

(三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例(昭和45年三朝町条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 町長等の期末手当の額は、給料月額 の100分の120に相当する額に三朝町職員の 給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第 25号)の適用を受ける職員(以下「一般職の 職員」という。)の例により一定の割合を乗 じて得た額とする。ただし、同条例第19条 第2項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 140</u>」と、「<u>100 分の 137.5</u>」とあるのは	(期末手当) 第4条 町長等の期末手当の額は、給料月額 の100分の120に相当する額に三朝町職員の 給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第 25号)の適用を受ける職員(以下「一般職の 職員」という。)の例により一定の割合を乗 じて得た額とする。ただし、同条例第19条 第2項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 145</u>」と、「<u>100 分の 150</u>」とあるのは「<u>100</u>

「 <u>100 分の 155</u> 」とする。	<u>分の 165</u> 」とする。
---------------------------	---------------------

(三朝町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第 3 条 三朝町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和44年三朝町条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(給与) 第 2 条 略 2 ～ 5 略 6 期末手当の額は、給料月額 <u>の 100 分の 120</u> に相当する額に三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条例第 19 条第 2 項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 140</u>」と、「<u>100 分の 137.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 155</u>」とする。	(給与) 第 2 条 略 2 ～ 5 略 6 期末手当の額は、給料月額 <u>の 100 分の 120</u> に相当する額に三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条例第 19 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 145</u>」と、「<u>100 分の 150</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」とする。

(三朝町国民宿舎事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 4 条 三朝町国民宿舎事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年三朝町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第 4 条 管理者の期末手当の額は、給料月額 <u>の 100 分の 120</u> に相当する額に、三朝町職員の給与に関する条例(昭和 28 年三朝町条例第 25 号)の適用を受ける職員(以下「一般職	(期末手当) 第 4 条 管理者の期末手当の額は、給料月額 <u>の 100 分の 120</u> に相当する額に、三朝町職員の給与に関する条例(昭和 28 年三朝町条例第 25 号)の適用を受ける職員(以下「一般職

の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条例第 19 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 140」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 155」とする。

の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条例第 19 条第 2 項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 145」と、「100 分の 150」とあるのは「100 分の 165」とする。

附 則

この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。